

Yamagata Bank

投資信託取引約款・規定集

<令和6年10月版>

お客さまへ

いつも山形銀行をご利用いただきまして、
まことにありがとうございます。

投資信託のお取り扱いにつきましては、お取引の種類等に応じて、本約款・規定集に記載する内容が適用されます。

つきましては、ぜひご一読くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 山形銀行 登録金融機関 東北財務局長（登金）第12号 加入協会 日本証券業協会
--

目 次

【投資信託取引約款・規定集】

- 金融商品の勧誘に関する方針 …………… 1
- 証券業務に関する倫理コード …………… 2
- 投資信託お申し込みにあたってのご留意事項について… 4
- プライバシーポリシー（個人情報保護宣言） …… 7
- 投資信託総合取引約款……………10
 - 第1章 総合取引 ……………10
 - 第2章 金銭の振込先指定方式規定 ……………12
 - 第3章 投資信託受益権振替決済口座管理規定 ……12
 - 第4章 自動けいぞく（累積）投資約款 ……………20
 - 第5章 定時定額購入サービス取扱規定 ……………23
- 〈やまぎん〉特定口座約款 ……………25
- 〈やまぎん〉特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 ……30

金融商品の勧誘に関する方針

当行は、お客さまへの金融商品の販売等に際し、以下の方針を守り適正な勧誘に努めます。

1. お客さまのニーズにあわせた勧誘に努めます。
お客さまの知識、経験、財産の状況および投資目的等にあわせ、適切な金融商品の勧誘に努めます。
2. お客さまからご判断いただくための適正な情報提供に努めます。
商品の選択・購入については、お客さまご自身の判断でお決めいただけますよう、商品内容やリスク内容などの重要事項に関する適正な情報の提供とわかりやすい説明に努めます。
3. お客さまへの誠実・公正な勧誘に努めます。
誠実・公正な勧誘と販売に心がけ、断定的な判断や事実と異なる情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明、勧誘は行いません。
4. お客さまの立場に立った勧誘を行います。
お客さまからのご依頼にもとづく場合などを除き、不都合な時間帯・方法・ご迷惑となる場所での勧誘は行いません。
5. お客さまに対する勧誘の適正化に努めます。
お客さまに対する勧誘の適正化をはかるため、行内規定等を整備し、本勧誘方針を徹底するとともに、商品知識の習得に努めます。

以 上

証券業務に関する倫理コード

株式会社 山形銀行

当行は、国民経済における資金の運用・調達の間である資本市場の担い手として、資本市場における仲介機能という重責を負託されていることを十分に認識し、役職員一人ひとりが、職業人としてお客さまから信頼される健全な社会常識と倫理感覚を常に保持し、求められる専門性に対応できるよう、不断の研鑽に努める。

また、良き市民として互いを尊重し、国籍や人種、性別、年齢、信条、宗教、社会的身分、身体障害の有無等を理由とした差別的発言や種々のハラスメントを排除し、防止する。このため、役職員が業務を遂行する上での基本的な心構えとして、以下に「倫理コード」を定め、その遵守を宣言する。

1. 社会規範及び法令等の遵守

投資者の保護や取引の公正性を確保するための法令や規則等、金融商品取引に関連するあらゆるルールを正しく理解し、これらを厳格に遵守するとともに、一般的な社会規範に則り、法令や規則等が予見していない部分を補う社会常識と倫理感覚を保持し、実行する。

2. 利益相反の適切な管理

業務に関し生ずる利益相反を適切に管理しなければならない。また、地位や権限、業務を通じて知り得た情報等を用いて、不正な利益を得ることはしない。

3. 守秘義務の遵守と情報の管理

法定開示情報など、情報開示に関する規定によって開示が認められる情報を除き、業務上知り得た情報の管理に細心の注意を払い、機密として保護する。

4. 社会秩序の維持と社会的貢献の実践

良き企業市民として、社会の活動へ積極的に参加し、社会秩序の安定と維持に貢献する。反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わない。

5. お客さまの利益を重視した行動

投資に関するお客さまの知識、経験、財産、目的などを十分に把握し、これらに照らした上で、常にお客さまにとって最善となる利益を考慮して行動する。

6. お客さまの立場に立った誠実かつ公正な業務の執行

仲介者として、常にお客さまのニーズや利益を重視し、お客さまの立場に立って、誠実かつ公正に業務を遂行する。

会社での権限や立場、利用可能な比較優位情報を利用することにより、特定のお客さまを有利に扱うことはしない。また、適切な投資勧誘とお客さまの自己判断に基づく取引に徹することにより、自己責任原則の確立に努める。

さらに、お客さまとの間で締結された契約に基づく受託者責任が生じる場合には、お客さまの利益に対して常に誠実に行動する。

7. お客さまに対する助言行為

お客さまに対して投資に関する助言行為を行う場合、中立的立場から、事実と見解を明確に区別した上で、専門的な能力を活かし助言をする。

関連する法令や規則等のもとで、投資によってもたらされる価値に影響を与えることが予想される内部情報等の公開されていない情報を基に、お客さまに対して助言行為を行うことはしない。

8. 資本市場における行為

法令や規則等に定めのないものであっても、社会通念や市場仲介者として求められるものに照らして疑義を生じる可能性のある行為については、自社の倫理コードと照らし、その是非について判断する。関連する法令や規則等のもとで、投資によってもたらされる価値に重要な影響を与えることが予想される内部情報等の公開されていない情報を適切に管理する。

9. 社会的使命の自覚と資本市場の健全性及び信頼性の維持、向上

資本市場に関する公正性及び健全性について正しく理解し、資本市場の健全な発展を妨げる行為をしない。また、資本市場の健全性維持を通して、果たすべき社会的使命を自覚して行動する。

適正な情報開示を損なったり、公正な価格形成を歪めることにつながる行為に関与する等、当行に対する信頼を失墜させ、あるいは資本市場の健全性を損ないかねない不適切な行為をしない。

以上

投資信託お申し込みにあたっての ご留意事項について

投資信託は性格上、さまざまな点で預金商品とは異なりますので、商品内容をご理解のうえ、下記事項をご確認された後、お客さまご自身の責任と判断のもと、ご投資くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 投資信託の特性等について

- (1) 投資信託は預金ではなく、元本・利回りが保証されている商品ではありません。
- (2) 投資信託は預金保険制度の対象ではありません。また、当行で管理する投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- (3) 投資信託は、主に国内外の株式や債券、不動産投資信託(REIT)等を投資対象として組み入れています。組み入れた有価証券等は、株式指標・金利・その有価証券等の発行者の信用状態の変化等を原因とした値動きによりその価格が変動します。
- (4) 投資信託の基準価額は、これらの組み入れた有価証券等の値動きにより変動しますので、お受取金額が投資元本を割り込むおそれがあります。
- (5) 外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動(為替変動リスク)により、基準価額が変動しますので、お受取金額が投資元本を割り込むおそれがあります。
- (6) 契約に関してお客さまが預託すべき委託証拠金はありません。
- (7) 当行はご購入・ご売却のお申し込みについて取り扱いを行っております。投資信託の設定・運用は各運用会社が行います。
- (8) 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入いただきましたお客さまに帰属します。
- (9) 投資信託のご購入に際しては、必ず最新の目論見書をよくお読みいただき、商品内容をご確認のうえご自身でご判断ください。ファンドによっては信託期間中に中途換金ができないものや特定日にしか換金申し込みができないものがございます。

2. 投資信託にかかるリスクについて

(1) 価格変動リスク

- ・一般に株式や不動産の価格は、国内外の政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。

(2) 為替変動リスク

- ・外貨建て資産については、一般に外国為替相場が当該資産の

通貨に対して円高になった場合は基準価額の下落要因となり、円安は基準価額の上昇要因となります。

- ・為替ヘッジをするファンドでも、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利がヘッジ対象通貨建ての金利より低い場合、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかります。

(3) 金利リスク

- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件などによりばらつきがあります。
- ・不動産投資信託（REIT）等は、金利が上昇した場合、相対的に投資価値が低下するリスクがあります。

(4) 信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・不動産投資信託が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、大きな損失を被る可能性があります。また、証券取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があります。

(5) 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない場合、組み入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に不動産は代替性がないうえ、流動性が低く、取得または売却に、より多くの時間と費用を要することがあり、場合によっては取得または売却ができない可能性があります。

(6) カントリー・リスク

- ・新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進国と比較して大きくなる場合があります。政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。
- ・実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。その他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーにかかるリスクおよび企業会計・情報開示等にかかるリスク等があります。

(7) その他

- ・上記のほか、有価証券先物取引等に伴うリスク、解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク等があります。その他のリスク・留意点等の詳細につきましては、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

3. 費用および税金について

- (1) ファンドの目論見書等の記載に応じて所定の手数料および消費税をいただきます。
- (2) ファンドの目論見書の記載に応じて所定の信託報酬、その他の費用が信託財産より差し引かれます。
- (3) 収益分配金の受取時には、普通分配金に対して所定の税金が課せられます。
- (4) ファンドによっては、換金時に目論見書記載の信託財産留保額が基準価額から差し引かれます。
- (5) 換金時および償還時には、お客さまの個別元本超過額または取得価額との差額に対して所定の税金が課せられます。

以 上

プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）

当行は、お客さまからの信頼を第一と考え、個人情報保護に関する法令等を遵守し、以下の考え方に沿って、お客さまに関する情報の適切な保護と利用に努めます。

1. 基本方針

- (1) 個人情報の保護に関する法律および関連する法令、ガイドライン等を遵守いたします。
- (2) 個人情報の取得にあたっては、その利用目的を特定し、公表いたします。
- (3) 個人情報を適正かつ適法な手段により取得し、利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱います。
- (4) 個人信用情報機関から提供を受けたお申込人の融資返済能力に関する情報は、お申込人の返済能力の調査以外の目的に利用いたしません。
- (5) 機微（センシティブ）情報は、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的に利用いたしません。
※機微（センシティブ）情報とは、政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報をいいます。
- (6) 法令に基づく場合等を除き、ご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供いたしません。
- (7) お客さまからご本人に関する情報についての開示・訂正等のご請求があった場合は、当行所定の手続きにより、速やかに対応いたします。
- (8) 個人情報を厳正に管理するために必要かつ適切な安全管理措置を講じ、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止等に努めます。
- (9) お客さまから個人情報の取り扱いに関して、質問や苦情を受け付けたときは、適切かつ迅速に対応いたします。
- (10) 個人情報の適切な保護と利用のために、個人情報保護態勢について、継続的に見直しを実施し、改善を図ってまいります。

2. 個人情報の利用目的

- (1) お客さまの個人情報を利用する業務内容
 - ・預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
 - ・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
 - ・その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含みます。）
- (2) 利用目的

- ・各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ・犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ・適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ・預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ・融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ・与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ・他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ・お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ・市場調査およびデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ・ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ・提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ・各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ・その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

3. 個人情報の取得・利用および提供について

- (1) 個人情報の取得・利用および提供については、1. 基本方針に基づいて取り扱うとともに、以下の点に留意いたします。
- ・与信事業において、個人情報を取得する場合は、その利用目的について、ご本人の同意を得ます。
 - ・ダイレクトメールのお受取、電話によるセールスを希望されないお客さまは、窓口までお申し出ください。
 - ・利用目的の達成に必要な範囲において個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。
 - ・個人データの漏えい、滅失またはき損の防止等のため、組織態勢の整備や従業員の教育、技術的措置の実施等、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。
 - ・個人情報の取り扱いや安全管理措置に関する質問および苦情につきましては、次ページのお問い合わせ窓口にお申し出ください。

個人情報の取り扱いに関する質問および苦情受付窓口

山形銀行 広報室兼お客さまサービス室

住所：〒990-8642 山形市七日町三丁目1番2号

電話番号：023-623-1221 受付時間：銀行営業日の9:00～17:00

加盟認定個人情報保護団体

当行は下記の認定個人情報保護団体の会員です。下記団体の苦情・相談窓口では、会員の個人情報の取り扱い、およびお取引に関する苦情・相談をお受けしております。

（銀行業務等）

全国銀行協会

<http://www.zenginkyo.or.jp/>

【苦情・相談窓口】

銀行とりひき相談所

〈山形〉023-631-3655

〈宮城〉022-221-6391

〈秋田〉018-863-9181

〈福島〉024-522-6535

〈栃木〉028-637-3766

〈埼玉〉048-829-2151

全国銀行協会相談室

〈東京〉0570-017109または03-5252-3772

（当行本支店所在地のみ記載）

（登録金融機関業務）

日本証券業協会

<http://www.jsda.or.jp/>

【苦情・相談窓口】

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

受付電話番号：0120-64-5005

受付時間：月～金曜 9:00～17:00（祝日、休日を除く）

以上

投資信託総合取引約款

第1章 総合取引

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、投資信託受益権振替決済口座管理規定に基づく、投資信託の買付・解約等に係る取引、累積投資取引（第5章に定める「定時定額購入サービス取扱規定」を含みます。）、また、それらを組み合わせた取引および金銭の振込先指定方式（以下、これらを総称して「総合取引」といいます。）について、お客さまと株式会社山形銀行（以下、「当行」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

(申込方法等)

第2条 お客さまは、所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名し、これを当行の本支店または出張所（以下、「取扱店」といいます。）に提出することによって総合取引を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。

(買付の申込み)

第3条 投資信託の買付の申込みをされる場合には、当行所定の申込書に必要事項をご記入のうえ署名し、取扱店にご提出ください（ただし、インターネットバンキングを介した申込みを除きます。）。買付代金等はお客さまがあらかじめ指定された預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）からの振替によるものとします。金額に不足が生じた場合は、指定預金口座から引き落としさせていただきます場合があります。この場合、通帳、払戻請求書の提出は不要とします。当行は、申込みいただいた商品ごとに定められた受渡日に精算を行うものとします。

なお、申込時に受領いたしました金銭に対しては付利いたしません。

当行は、上記により買い付けられた受益権を、別に定める投資信託受益権振替決済口座管理規定に基づき管理いたします。

2 同一の目論見書によって募集される選定投資信託の間で、無手数料または低率の手数料による乗換え（以下「スイッチング」といいます。）が可能な場合は、スイッチングによる買付の単位等は、当該目論見書に記載によるものとします。

(換金の申込み)

第4条 投資信託の換金の申込みをされる場合には、当行所定の申込書に必要事項をご記入のうえ署名し、取扱店にご提出ください（ただし、インターネットバンキングを介した申込みを除きます。）。換金代金は、商品ごとに定められた受渡日に、諸費用、税金等を

差しかせていただいたうえ、指定預金口座に入金させていただきます。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第5条 この約款に定める投資信託総合取引は、第6条第1項第5号から第7号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第1項第4号から第6号の一にでも該当する場合には、当行はこの投資信託総合取引の開始をお断りするものとします。

(解約)

第6条 投資信託総合取引は、次の各号のいずれかに該当した場合には解約されます。

- ① お客さまから解約のお申し出があったとき
- ② お客さまについて相続の開始があったとき
- ③ 法令に基づく本人確認ができないときその他、法令諸規則またはこの規定に基づいて求める事項にお客さまが応じていただけなかったとき
- ④ お客さまがお取引開始時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当行が解約を申し出たとき
- ⑤ お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明したとき
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ⑥ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をしたとき
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為

⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

第2章 金銭の振込先指定方式規定

(この規定の趣旨)

第7条 本章の規定は、お客さまの当行における投資信託口座内のすべてのお取引により当行がお客さまに支払うこととなった金銭（以下、「金銭」といいます。）を指定預金口座に振り込む場合の取り扱いを定め、以ってお客さまと当行の受渡精算の円滑化を図ることを目的とするものです。

(申込方法)

第8条 お客さまは、当行所定の申込書に指定預金口座を記載することによってこの取引を申込みものとし、当行が承諾した場合に限りこの方式を採用することができます。

(指定預金口座の取扱い)

第9条 指定預金口座の口座名義は、当行の投資信託口座の口座名義と同一とさせていただきます。

(指定預金口座の確認)

第10条 当行は、預金口座の指定があったときは、速やかに「指定預金口座ご確認のお願い」を送付いたしますので、記載内容を十分にご確認ください。万一記載内容に相違があるときは速やかに当行にお申し出ください。

(指定預金口座の変更)

第11条 指定預金口座を変更されるときは、当行所定の用紙によって届け出ていただきます。変更申込み後の取扱いは前記に準じて行うものとします。

(解除)

第12条 金銭の振込先指定方式は、次の場合に解約されます。

- ① お客さまから解約の申し出があった場合
- ② 当行が解約を申し出た場合
- ③ 総合取引の解約が行われた場合

第3章 投資信託受益権振替決済口座管理規定

(この規定の趣旨)

第13条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当行に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務

務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

（振替決済口座）

第14条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として、当行が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。

3 当行は、お客さまが投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

（振替決済口座の開設）

第15条 振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客さまから当行所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

2 当行は、お客さまから「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。

3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客さまには、これら法令諸規則および機構が構ずる必要な措置ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

（共通番号の届出）

第16条 お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客さまの共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

（反社会的勢力との取引拒絶）

第17条 この振替決済口座は、第29条第1項第4号から第6号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第29条第1項第

4号から第6号の一にでも該当する場合には、当行はこの振替決済口座の開設をお断りするものとします。

(契約期間等)

第18条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2 この契約は、お客さままたは当行からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当行への届出事項)

第19条 「振替決済口座設定申込書」に記載された住所、氏名もしくはは名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名（以下「氏名等」といいます。）、共通番号等をもって、住所、氏名等、共通番号等とします。

(振替の申請)

第20条 お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
- ② 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他機構が定めるもの
- ③ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ④ 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ⑤ 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ⑥ 販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
 - ア. 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
 - イ. 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ウ. 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の

口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

エ. 償還日前営業日 (当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

オ. 償還日

カ. 償還日翌営業日

- ⑦ 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの
- 2 お客さまが振替の申請を行うにあたっては、3営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入のうえ、ご提出ください。
 - ① 当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき投資信託受益権の銘柄および口数
 - ② お客さまの振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ③ 振替先口座およびその直近上位機関の名称
 - ④ 振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ⑤ 振替を行う日
- 3 前項第1号の口数は、1口の整数倍 (投資信託約款に定める単位 (同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位) が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。) となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
- 5 当行に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

(他の口座管理機関への振替)

第21条 当行は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当行は振替の申し出を受け付けられないことがあります。また、当行で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項 (当行および口座を開設している営業店名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等) をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、

正しく手続きが行われないことがあります。

- 2 前項において、他の口座管理機関への振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申し込みください。

(担保の設定)

第22条 お客さまの投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当行が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

(抹消申請の委任)

第23条 振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、償還、信託の併合またはお客さまの請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客さまから当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客さまに代わってお手続きさせていただきます。

(償還金、解約金および収益分配金の代理受領等)

第24条 振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当行が代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当行からお客さまにお支払いします。

(お客さまへの連絡事項)

第25条 当行は、投資信託受益権について、次の事項をお客さまにご通知します。

- ① 償還期限（償還期限のある場合に限ります。）
- ② 残高照合のための報告
- ③ お客さまに対して機構から通知された事項

2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますので、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当行の内部管理部署に直接ご連絡ください。

3 当行が届け出のあった氏名等、住所にあてて通知を行い、またはその他の送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(届出事項の変更手続き)

第26条 氏名等、住所、共通番号その他の届け出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、運転免許証、住民票、印鑑証明書、個人番号カード等を提示により、確認させていただきます。

- 2 前項により届け出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の住所・氏名、共通番号等をもって届け出の住所・氏名等、共通番号等とします。
- 4 当行が届出のあった氏名・住所宛てに発送した通知または送付書類が到達せず、当行に返戻された場合は、第1項による届出ならびに第2項による当行所定の手続きが完了するまでの間、取引を制限することがあります。
- 5 前項によりお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 6 成年後見人等の届出については、次の各号の規定に従うこととします。
 - ① 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
 - ② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
 - ③ すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、また任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2号と同様にお届けください。
 - ④ 前3号の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
 - ⑤ 前4号の届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(当行の連帯保証義務)

第27条 機構または当行の上位口座管理機関が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ① 投資信託受益権の振替手続を行った際、機構または当行の上位口座管理機関において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、

解約金、収益の分配金の支払をする義務

- ② その他、機構または当行の上位口座管理機関において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取り扱いを行わない場合の通知)

第28条 当行は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当行が指定販売会社となっていない銘柄その他の当行が定める一部の銘柄の取り扱いを行わない場合があります。

- 2 当行は、当行における投資信託受益権の取り扱いについて、お客さまにその取り扱いの可否を通知します。

(解約等)

第29条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定のお手続きをお取りいただき、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替ください。なお、第21条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第18条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ① お客さまから解約のお申し出があったとき
- ② お客さまについて相続の開始があったとき
- ③ 法令に基づく本人確認ができないときその他、法令諸規則またはこの規定に基づいて求める事項にお客さまが応じていただけなかったとき
- ④ お客さまがお取引開始時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ当行が解約を申し出たとき
- ⑤ お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明したとき
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と

社会的に非難されるべき関係を有すること

⑥ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をしたとき

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他AからDに準ずる行為

⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

2 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金をお支払いください。なお、遅延損害金は解約金等から充当することができるものとします。

(解約時の取扱い)

第30条 前条に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権および金銭については、当行の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第31条 法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第32条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

① 第26条第1項による届け出の前に生じた損害

② お客さまからご提示いただいた本人確認書類を相当の注意をもって照合し、ご本人からの申込みに相違ないものと認めて投資信託受益権の振替または抹消、その他の取り扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

③ お客さまからご提示いただいた本人確認書類に疑義があり、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害

④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替または抹消に直ちに応じられない場合に生じた損害

⑤ 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、または第24条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害

⑥ 第31条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた

損害

(この規定の変更)

第33条 この規定は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じた場合、改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

第4章 自動けいぞく（累積）投資約款

(約款の趣旨)

第34条 この約款は、お客さまと株式会社山形銀行（以下「当行」といいます。）のあいだの、投資信託の累積投資取引に関する取り決めです。

当行はこの約款に従って、累積投資取引の委任に関する契約（以下「契約」といいます。）をお客さまと締結いたします。

(申込方法)

第35条 お客さまは当行所定の申込書に必要事項を記入し、署名のうえ当行に提出し、当行がこれを承諾した場合、ご指定の投資信託に係る契約が締結され、当該投資信託の自動けいぞく（累積）投資口座が開設されます。ただし、すでにほかの投資信託に関し、契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込が行われたものとします。

2 お客さまがインターネットにより分配金再投資型ファンドのお申し込みをされた場合は、前項にかかわらず、ご指定の投資信託に係る契約が締結され、当該投資信託の自動けいぞく（累積）投資口座が開設されます。

3 第1項ただし書きにもとづき、口座を設定した場合には、自動けいぞく投資口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付いたします。

(金銭の払込み)

第36条 お客さまは、自動けいぞく（累積）投資口座を設定した指定投資信託の買付けにあてるため、1回の払込みにつき、当該投資信託の目論見書記載の最低申込単位等の条件を満たした金銭（以下「払込金」といいます。）を当該口座に払込むことができます。ただし、払込金は、これを契約の申込時（定時定額購入サービスによる買付の場合は、あらかじめご指定いただいた預金口座からのお引き落としにより）に払込むものとします。

(買付時期・価格)

第37条 当行はお客さまから指定投資信託の買付の申込があった場

合には、当該投資信託の目論見書に記載するところ（記載がない事項については当行所定の方法）により、遅滞なく当該投資信託の買付を行います。ただし、当該投資信託の目論見書において申込不可日とされている日には、買付のお申込ができません。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、当該投資信託の目論見書の記載に従って、買付のお申込みの受付が中止され、すでに行われた買付のお申込みの受付が取り消されることがあります。

- 2 前項の買付を行う場合の価額は、当該目論見書記載の価額となります。なお、当行が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を、併せて申し受けます。
- 3 買付けられた投資信託の所有権およびその果実または元本に対する請求権は、投資信託受益権振替決済口座に記載または記録された日からお客さまに帰属するものとします。

（管理）

第38条 この契約により取得された投資信託の受益権は、お客さまが権利を有するものに限り、「振替決済口座」に記載または記録することにより管理いたします。

- 2 前項により管理する当該受益権については、次の事項についてご同意いただいたものとして取り扱います。
 - ① 寄託された当該投資信託受益権につき、寄託の額に応じて共有権を取得すること
 - ② 当該投資信託受益権の新たな寄託または返還については、他の申込者と協議を要しないこと
- 3 当行は、この契約によって管理している本ファンドの管理料をいただくことがあります。

（果実の再投資）

第39条 前条の管理にかかる指定投資信託の収益分配金は、お客さまに代わって当行が受領のうえ、これをお客さまに代わって当該お客さまの口座に繰入れ、その全額をもって当該投資信託の目論見書に記載するところから従い、遅滞なく指定投資信託を買付けます。なお、この場合、買付の手料は無料といたします。

（返還）

第40条 当行は、この契約に基づいて取得された投資信託の受益権または金銭について、お客さまからその返還を請求されたときには、当該投資信託の目論見書の記載するところから従って換金のうえ、その代金を返還いたします。ただし、当該投資信託の目論見

書において申込不可日とされている日には、返還の請求ができません。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、当該投資信託の目論見書の記載に従って、返還の請求の受付が中止され、すでに行われた返還の請求の受付が取り消されることがあります。

- 2 前項の請求は、当行所定の手続きによってこれを行うものとします。

（解約）

第41条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

- ① 申込者から解約の申し出があったとき
 - ② 当行が、当該投資信託の累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - ③ 当該投資信託が償還されたとき
 - ④ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合
- 2 この契約が解約されたとき、当行は遅滞なく管理中の当該投資信託の受益権を第37条に準じて当行において、申込者に返還いたします。

（申込事項等の変更）

第42条 氏名および、住所の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は所定の手続きにより、遅滞なく当行に届出いただきます。

- 2 前項の届け出があったとき、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

（その他）

第43条 当行はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

- 2 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - ① 所定の受領書と引き換えに、この契約に基づく当該投資信託の返還代金の金銭を返還した場合
 - ② お客さまからご提示いただいた本人確認書類に疑義がある等により、この契約にもとづく当該投資信託の返還代金の金銭を返還しなかった場合
 - ③ 申込者があらかじめ指定された預金口座が解約され、または、預金通帳等の喪失届が提出されていた等により、当該投資信託

の返還代金の金銭の返還が遅延した場合

④ 天災地変その他不可抗力により、この契約にもとづく当該投資信託の取得もしくは当該投資信託の返還代金の金銭の返還が遅延した場合

3 この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他必要が生じたときは、改定されることがあります。

4 この約款に定めのない事項については、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、当該投資信託の「目論見書」、および同約款の定めに従うものとします。

第5章 定時定額購入サービス取扱規定

(定時定額購入サービス)

第44条 定時定額購入サービス（以下「本サービス」といいます。）

とは、累積投資取引のうち、毎月お客さまが指定する金額（以下「購入金額」といいます。）をお客さまが指定する預金口座（以下「振替口座」といいます。）から引落とし、当行があらかじめ指定する日（以下「購入申込日」といいます。）に、お客さまがあらかじめ指定する累積投資銘柄の受益権を取得する取引をいいます。ただし、購入申込日が当行の休業日にあたる場合は、翌営業日を購入申込日といたします。

なお、振替口座は第2章で定める指定預金口座と同一とさせていただきます。

2 愛称として「〈やまぎん〉 つみたて投信」という名称を用いることがあります。

(申込方法)

第45条 本サービスの申込み・変更および中止は、所定の申込書に必要な事項を記入のうえ、署名し、これを当行に提出することによって（ただし、インターネットバンキングを介した申込みを除きます。）契約を申込みものとし、当行が承諾した場合に限り取引を開始するものとします。なお、本サービスにおけるお取引の明細およびお預り残高の報告については、取引残高報告書にて当行所定の時期にご通知いたします。

(申込金額)

第46条 本サービスを申込まれる場合は、購入金額は1万円以上1,000円単位（インターネットバンキングを介した申込みおよび当行が定める条件を満たした場合は当行が定めた金額）とし、購入申込日の前営業日（以下「振替日」といいます。）に振替口座から預金の引落としによりお支払いいただきます。なお、振替口座からの引落としは15時までとさせていただきます。

2 前項の購入金額には、当該累積投資銘柄の取得代金に加えて、それに係る所定の手数料および消費税等を含みます。

(取得方法)

第47条 振替日において振替口座からの購入金額の引落しが成立した場合に限り、当該金額を当行がお預りし、当該銘柄の受益権の取得を行います。ただし、購入申込日が当該銘柄の取得申込受付不能日にあたる場合には、購入申込日の翌営業日以降最も近い取得申込受付可能日をもって取得の申込みを行います。

2 振替日において振替口座からの購入金額の引落しが不成立となった場合には、通知することなく当該振替日の属する月における受益権の取得は行われぬものとします。なお、複数ファンドをご契約の場合、いずれのファンドを優先して購入するかは当行の任意とさせていただきます。

(振替口座からの引落とし)

第48条 振替口座は、投資信託取引における指定預金口座に限ります。

2 購入金額を振替口座から引落す場合には、払戻請求書の提出は不要とします。

3 年間2回まで、お客さまが指定する金額に増額して、振替口座から引落とし、当該銘柄の取得を行うことができます。

4 購入金額の引落としについては、振替日の引落口座の残高（総合口座等の貸越可能額および、約弁付カードローンの貸越極度額を除きます）から引落としを実施します。

5 ご指定された購入金額の自動引落としを含む複数の支払いがある場合、そのいずれかを支払うかは当行の任意とさせていただきます。

(申込内容の変更・中止)

第49条 本サービスの申込内容を変更または中止する場合は、振替日の前営業日までに所定の方法によりお手続きください。

(規定の変更)

第50条 この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、その他の必要が生じた場合、改定されることがあります。

改訂を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

〈やまぎん〉 特定口座約款

(約款の趣旨)

- 第1条 この約款は、お客さま（個人のお客さまに限ります）が株式会社山形銀行（以下、「当行」といいます。）において開設する特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定する特定口座をいいます）に関する事項を定めるものです。
- 2 お客さまと当行の間における各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの約款に定めがある場合を除き、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」等他の規定の定めるところによるものとします。

(特定口座の開設)

- 第2条 お客さまが当行に特定口座の開設を申し込むにあたっては、あらかじめ当行に対し、租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際、運転免許証、住民票、印鑑証明書、共通番号等の確認資料を提示していただき、氏名、生年月日、住所、共通番号等の確認をさせていただきます。
- 2 お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、特定口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合、お客さまの共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- 3 お客さまが当行に特定口座を開設するためには、あらかじめ当行に投資信託取引口座を開設していただきます。
- 4 当行に開設する特定口座はお客さま一名につき一口座とさせていただきます。
- 5 お客さまが特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望する場合には、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡のときまでに、当行に対し、租税特別措置法第37条の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただくものとします。
- また、当該特定口座源泉徴収選択届出書につきましては、お客さまから源泉徴収の選択を取りやめるお申出がない限り、引き続き有効なものとみなします。
- なお、特定口座内保管上場株式等の譲渡を行った特定口座について、同一年内に源泉徴収選択の変更はできません。
- 6 お客さまが当行に対し、租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式

配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後は当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収区分の変更（源泉徴収を希望しない旨）の申出を行うことはできません。

（特定保管勘定における保管の委託）

第3条 特定口座にかかる上場株式等の保管の委託は、特定保管勘定（特定口座に保管の委託がされる上場株式等について、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。）において行います。

（特定口座を通じた取引）

第4条 特定口座を開設したお客さまが当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、お客さまから特段のお申し出がない限り、当行が定める取引を除き、原則特定口座を通じて行うものとします。

2 前項にかかわらず、特定口座で投資信託の特定口座計算対象外残高を管理している場合は、特定口座計算対象外残高のある投資信託と同一銘柄の購入分残高については、特定口座計算対象外残高となります。

3 同一の銘柄について、一般口座においても同時に保有することができますが、お客さまからのお申し出がない限り、当行が定める取引を除き、原則特定口座を通じて行うものとします。

（所得金額等の計算）

第5条 当行は、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得金額等の計算を、租税特別措置法その他関係法令の定めに基づき行います。

（特定口座に受入れる上場株式等の範囲等）

第6条 当行は、お客さまの特定保管勘定において受入れる上場株式等の範囲を、次に掲げる投資信託の受益権に限定します。

① お客さまが第2条（特定口座の開設）第1項に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当行が行う募集または当行への購入申込により取得後直ちに特定口座に受入れる投資信託の受益権。

② 当行に開設されているお客さまの特定口座以外の投資信託口座に受入れられている投資信託の受益権の全部または一部を、所定の方法により当行の申込者の特定口座に移管することにより受入れる投資信託の受益権。

③ 当行以外の他の金融機関に開設されているお客さまの特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等であって、所定の方法により、当行の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場を除外します。）されたもの。

④ お客さまが贈与、相続（限定承認にかかるものを除きます。）

または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認にかかるものを除きます。）により取得した当該贈与をした者、当該相続にかかる被相続人または当該遺贈にかかる包括遺贈者の当行に開設している特定口座に引き続き保管の委託がされている投資信託の受益権で、所定の方法によりお客さまの特定口座に移管することにより受入れるもの。

（譲渡の方法）

第7条 特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法により行うものとします。

（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

第8条 特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当行はお客さまに対し租税特別措置法施行令第25条の10の2第9項第1号に定めるところにより、当該払出しの通知を行います。

（源泉徴収および地方税の徴収方法）

第9条 当行は、お客さまが特定口座源泉徴収選択届出書において、源泉徴収ありを選択いただいたときは、租税特別措置法第37条の11の4、地方税法第71条の51およびその他関係法令の規定に基づき、源泉徴収および株式譲渡所得割の特別徴収を行います。源泉徴収については、指定預金口座からの引き落としにより行うものとします。

（還付）

第10条 当行は、前第9条により源泉徴収した税金について還付を行う場合、還付金はお客さまがあらかじめ指定した投資信託取引における指定預金口座へ入金します。

（特定口座内保管上場株式等の移管）

第11条 当行は、第6条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲等）第1項第3号に規定する移管、および当行以外の他の金融機関に開設されているお客さまの特定口座への同様の方法による移管については、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項および11項の定めるところにより行います。

2 前項の規定は、当行または他の金融機関のいずれかにおいて、お客さまから移管の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の場合には、適用されないことがあります。

（贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ）

第12条 当行は、第6条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲等）第1項第3号に規定する上場株式等の受入れについては、関係法

令等の定めるところにより行います。

(年間取引報告書等の送付)

第13条 当行は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客さまに交付します。

2 前項の規定による特定口座年間取引報告書の作成にあたっては、特定口座年間取引報告書2通を作成したうえ、1通をお客さまに交付し、1通を所轄の税務署長に提出いたします。

(特定口座の廃止)

第14条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客さまの特定口座は廃止されるものとします。

- ① お客さまが当行に対して、租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき。
- ② お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合。この場合、租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項により、特定口座廃止届出書の提出があったとみなします。
- ③ お客さまの特定口座において、特定口座内保管上場株式等を有しないこととなった日から2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に、当該特定口座において上場株式等の保管の委託が行われなかった場合。この場合、租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項により、特定口座廃止届出書の提出があったとみなします。
- ④ 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続が完了したとき。
- ⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。

(届出事項の変更)

第15条 第2条に基づく特定口座開設届出書の提出後に、氏名、住所、共通番号等、当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときは、租税特別措置法施行令第25条の10の4の規定により、遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書を当行に提出していただきます。なお、その変更が氏名、住所または共通番号にかかるものであるときは、運転免許証、住民票、印鑑証明書、個人番号カード等を提示により、確認させていただきます。

(法令・諸規則等の適用)

第16条 この約款に定めのない事項については、租税特別措置法、地方税法、関係政省令および諸規則等にしたがって取り扱うものとします。

(免責事項)

第17条 当行の責に帰すことができない事由により、特定口座にかかる税制上の取り扱い、本約款の変更等に関し、お客さまに生じた損害については当行はその責を負わないものとします。

(約款の変更)

第18条 この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他の必要が生じた場合、改定されることがあります。

改訂を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

(合意管轄)

第19条 お客さまと当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以 上

〈やまぎん〉 特定口座に係る上場株式配当等 受領委任に関する約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客さま（個人のお客さまに限ります）が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために、株式会社山形銀行（以下、「当行」といいます）において開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります）における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件および当社との権利義務関係を明確にするための取り決めです。

(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

第2条 当行はお客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当行の支店に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該支店に保管の委託がなされている上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等をいいます）に係るものに限ります）のみを受入れます。

- ①租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で、同条第3項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの。
- ②租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で、同条第2項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの。
- ③租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で、同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの。

2 当行が支払の取扱いを行う前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後、直ちにお客さまに交付するもののみをその交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定保管勘定に受け入れます。

(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

第3条 申込者が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日の3営業日前までに当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項および同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。

2 申込者が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を

やめる場合には、支払確定日の3営業日前までに当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項および同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

(特定上場株式配当等勘定における処理)

第4条 源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定(上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等に関する記録と区分して行うための勘定)において処理いたします。

(所得金額等の計算)

第5条 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項および関連政省令の規定に基づき行われます。

(契約の解除)

第6条 次の各号のいずれかに該当した場合、この契約は解除されます。

- ①お客さまから租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき。
- ②租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとみなされたとき。
- ③お客さまが出国等により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき。
- ④お客さまの相続人から租税特別措置法第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき。

(合意管轄)

第7条 お客さまと当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第8条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。

改訂を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以 上

